

居宅介護支援センター茶園

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(白石市指定 第 0470600651 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 事故発生時の対応	7
8. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 伯和会
- (2) 法人所在地 宮城県白石市福岡蔵本字茶園 62-1
- (3) 電話番号 0224-25-7526
- (4) 代表者氏名 理事長 水野 圭司
- (5) 設立年月 平成9年3月27日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護支援事業
- (2) 事業所の名称 居宅介護支援センター茶園
- (3) 事業所の所在地 宮城県白石市福岡蔵本字茶園 62-1
- (4) 電話番号 0224-25-9955
- (5) 管理者 高子 義光

(6) 当事業所の運営方針

(事業所の介護支援専門員等は要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう利用者の心身状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉サービスが多様な事業者から総合的、効率的に提供されるよう支援するものとする。)

- (7) 開設年月 令和2年7月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 白石市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始 12月29日～1月3日除く）		
受付時間	月～金	8：30時～17：30時	
サービス提供時間帯	月～金	8：30時～17：30時	

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています>

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1.管理者	1		0.2	管理者
2.介護支援専門員	1		0.8	ケアマネジャー
3. その他	2		0.2	事務等

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護支援専門員が4名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×4名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

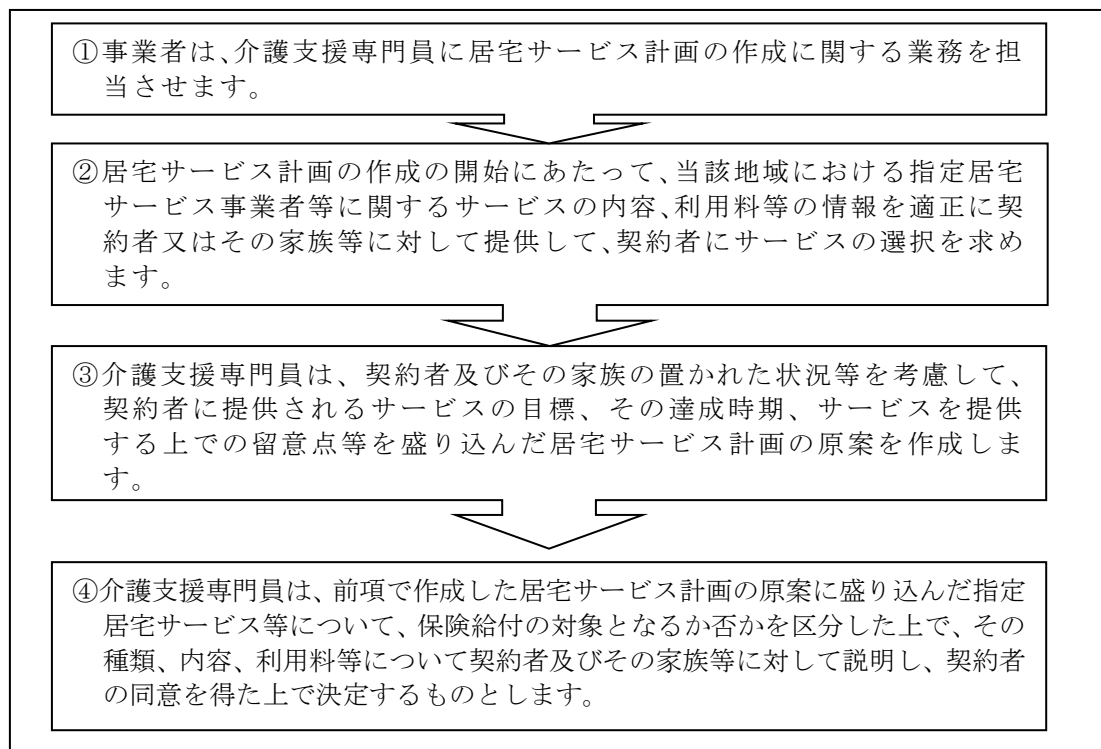
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）*

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

利 用 料 金

1 基本利用料

区分	取扱要件	利用料（1ヵ月あたり）	
基本	居宅介護支援費（I i） （取扱い件数が40件未満）	要介護1・2	10,860円/月
		要介護3・4・5	14,110円/月
	居宅介護支援費（I ii） （取扱い件数が40件以上60件未満）	要介護1・2	5,440円/月
		要介護3・4・5	7,040円/月
	居宅介護支援費（I iii） （取扱い件数が60件以上）	要介護1・2	3,260円/月
		要介護3・4・5	4,220円/月

2、基本料金に対する加算・減算

加算・減算の種類	算 定 要 件	加算・減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	予定単位数の 50%2 月以上継続の場合 ：所定単位数を算定しない。
特別地域 居宅介護支援加算	当事業者が特別地域に所在する場合 (白石市は該当しません)	上記基本利用料の 15%
中山間等における 小規模事業所加算	当事業所が上記の特別地域に所在せず、1 月あたり実利用者数が 20 名以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の 10%
中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域外（白石市以外）に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の 5%
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく 80%を超える場合	2, 0 0 0 円/月
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合。	3, 0 0 0 円/月
入院時情報連携 加算 (I)	利用者が病院等に入院する際に、入院後 3 日以内に必要な情報を提供していること	2, 5 0 0 円/月
入院時情報連携 加算 (II)	利用者が病院等に入院する際に、入院 7 日以内に必要な情報を提供していること	2, 0 0 0 円/月
退院・退所加算	<u>退院・退所加算 (I) イ</u> 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の職員から利用者をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること。	連携 1 回 4, 5 0 0 円

退院・退所加算	退院・退所加算(Ⅱ)イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の職員から利用者をカンファレンス以外の方法により2回受けていること。	連携2回 6,000円
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の職員から利用者をカンファレンスにより2回受けていること。	連携1回 6,000円
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の職員から利用者をカンファレンスにより2回受けていること。	連携2回 7,500円
居宅支援通院時 情報連携加算	診察に同席しケアプランに記載	500円/月
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合	(1月に2回を限度) 2,000/月
ターミナルケア マネジメント加算	末期の悪性腫瘍で在宅で死亡。24時間の連携体制を整備し、死亡日及び死亡前14日以内に2日以上居宅を訪問し主治医と居宅サービス事業者に連絡調整。	(1月に2回を限度) 4,000/月
特定事業所 加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上、他に常勤介護支援専門員3名以上ケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	5,050円
特定事業所 加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上、他に常勤介護支援専門員3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	4,070円
特定事業所 加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を1名以上、他に常勤介護支援専門員2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	3,090円

特定事業所 加算 (A)	主任介護支援専門員を 1 名以上、他に常勤 介護支援専門員 1 名以上（非常勤で常勤換 算 1 名以上）質の高いケアマネジメントを 実施できる体制を整える等、一定の要件の 一部を満たした場合	1, 0 0 0 円
居宅支援上乗せ分	令和 3 年 9 月 30 日まで上乗せ分	1 / 1 0 0 0
コピー料金	利用者自身にかかる記録のコピーの交付	1 0 円 / 1 枚

(2) 利用料金のお支払い方法

前記 (1) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 10 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 窓口での現金支払い
- イ. 下記指定口座への振り込み
 仙台銀行 白石支店 普通預金 3406921

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じ
ないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上
不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して
介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護
支援専門員の指名はできません。

7. 事故発生時の対応

(1) 訪問中等に、利用者の身体が急変し、又は事故が発生した場合は、速やかに関係機関、
主治医、利用者の家族に連絡する等の措置を行います。

(2) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって損害賠償を行います。た

だし、利用者に故意又は過失が認められた場合には、賠償責任を減じます。

8. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 管理者 高子 義光

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

（2）行政機関その他苦情受付機関

白石市福祉部 長寿課	所在地 白石市福岡蔵本字茶園 62-1 電話番号 0224-22-1361 受付時間 8：30～17：15
宮城県 国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉 1 丁目 2-3 電話番号 022-222-7700 受付時間 8：30～17：15

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の○日前(※最大 7 日)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

4. ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、利用者に、前 6 カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の利用状況は別紙のとおり説明します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 居宅介護支援センター茶園

説明者職名 管理者 氏名 高子 義光 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

重要事項説明書

別表

前6か月間の集計期間は、以下の通りです。

判定期間 令和6年度 後期 令和6年9月～令和7年2月

- ①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

居宅サービス計画の総数 127件

	サービス計画数	利用割合
訪問介護	39	24%
通所介護	0	0%
地域密着型通所介護	48	36%
福祉用具貸与	85	69%

- ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの利用割合。

訪問介護	サービス計画数 39	最高法人の割合
事業所名	白石市社会福祉協議会	47%
事業所名	ケアサービスふらん	43%
事業所名	ヘルパーはぐ・はんず	10%

通所介護・地域密着通所介護	サービス計画数 48	最高法人の割合
事業所名	デイサービスセンター茶園	63%
事業所名	デイいちご倶楽部	13%
事業所名	サポートデイ白石	13%

福祉用具貸与	サービス計画数 85	最高法人の割合
事業所名	ダスキンヘルスレント仙南	40%
事業所名	株式会社アルプス	30%
事業所名	株式会社同仁社	20%

令和 年 月 日

氏名